

# 市民社会における「祖国のために死ぬこと」

## —研究会に参加して—

竹下 和亮

市民社会というのは、非常に大きな負荷のかけられた言葉である。周知のように、その原型は古代ギリシャにあり、長い歴史過程を通じて様々に意味を変えながら、今なお常に新しい意味を盛り込む価値のある言葉として通用している。だがこの言葉には一貫して、政治社会の範囲とその正統な構成員の問題、つまり人間が適切な集団をつくることそれ自体についてのこれまでの自己反省が凝縮して込められているのだ。今回の研究会は市民社会と国民国家との関係を問うことが主眼であったので、議論の焦点は近代以降にあるが、それでも、その意味が誰もが納得するようななかたちで一義的に定まってくるというわけではない。そもそも市民社会、もしくは市民は、過去や現在のある一時点の状態をさししめすと同時に、人間の理想的な集団のかたちはどうあるべきかという、未来をめぐる係争の只中で流動し続ける言葉だからである。

この種の言葉については、まず概念の重層性そのものと向き合うことで、それが諸々のコンテクストで係争的に使用されているさまを観察するやり方がある。松本彰氏はそのようにして、言葉によって人々が重層的に編成されていく具体的な状況を明らかにされたのであった。ここ

で松本氏が、市民社会と国民国家というテーマに対し「国家による公的暴力」としての戦争という補助線を引かれたことは特筆すべきだが、それはなにより、暴力の編成によって成立する政治社会の正統な構成員たる資格が、戦争に対する態度や能力によって付与されるという事実のゆえだと考えることができる。それならばこの問題は端的に「祖国のために死ぬこと」として立ち現れてくるはずであり、実際に松本氏には、ドイツ近現代史を通じたそのありさまをいくつもの事例を通じて紹介していただいた。なかでも、教養市民層が体現するエリート主義と男らしさとの結びつきなどは、国のために死ねと命じられた市民たちを感性のレベルで支えたものが何であったのかもうかがわせるという点で、たいへん興味深いものがある。一方の遼塚忠躬氏は、それとは違った角度から市民社会に迫っておられる。遼塚氏は市民社会概念の係争の歴史の只中で生まれた、まさに『ドイツ・イデオロギー』の代表的な箇所に注目し、その地点から、私たちの今ある位置を世界史的視野でくっきりと浮かびあがらせたのである。

遼塚氏の報告の特徴は、市民社会が、本来的には、抵抗権の行使による国民への主権の移転、

すなわち革命をへた英米仏においてのみ自律的に成立するとしていることであろう。氏によれば、市民社会は、階級構造や経済構造からすればブルジョワ社会であり、その外貌としては国民国家のかたちをとる。その他の後発諸国では、たとえブルジョワ改革によって国民経済を資本主義的に再編したとしても、市民社会は 20 世紀におけるその理念の普遍化を俟って初めて成立するのである。そしてその背後には、市民社会が本来的にもつグローバル化の力があった。このように遅塚氏の議論は、市民社会の問題を近代特有の問題として扱うという姿勢で貫している。ルソーの『人間不平等起源論』のなかの一節、「ある土地を囲い込んで、『これは俺のものだ』と言うことを思いつき、人々がそれを信ずるほど単純なのを見出した最初の人間が、*société civile* の真の創設者である」における *société civile* とは、政治社会一般ではなく近代的所有=生産関係を前提とした近代市民社会のことである、という指摘などは、使用された言葉としては古代に由来するものであっても、近代の形成という時代の危機的な転換点に直面したルソーの緊迫感が一直線に伝わってくるようで、目の覚める思いがした。

だがこうした議論のなかにも、あるひとつの古代的モーメントが近代市民社会の形成において一定の影響を与えたことが指摘されている。すなわち、政治社会における「祖国のために死ぬこと」である。遅塚氏の議論に従うと、フラン

スの場合、抵抗権の実質化としての武装権が革命戦争で外部に対する戦争の基盤となることによって、戦争は市民の担う国民戦争に転化していったと考えられるが、ここにおいて問題となってくるのが、「祖国のために死ぬこと」に他ならない。それはいうまでもなく充分に納得できる事態ではあるが、それでも近代市民社会の形成にとって本来非本質的なはずのポリティケ・コイノニアの概念が、歴史のこの時点にいたるまで残り続け、それが近代市民社会にも影響を与えているということは注目に値することではないだろうか。この件について少し立ち止まってみたく思うのは、市民社会における「祖国のために死ぬこと」という問題が、いま現在、別の方面から違ったかたちでやってきて、私たちに迫ってきていると感じられるからである。ではこのような動きと、遅塚氏の議論とは、どのようなところで交錯し、どのようなところで袂を分かっているのだろうか。また古代的モーメントの近代における連続について語るさい、私たちはどのような配慮をすべきなのだろうか。そこで、遅塚氏が現代日本における市民の立場や市民運動といった言葉遣いに違和感を表明された箇所で参考を求めている佐伯啓思氏の『「市民」とは誰か』を取り上げ、これらの点について考えてみたい。

「戦後民主主義を問い合わせよ」という副題のついたこの佐伯氏の書物は、現代日本で使われている市民社会や市民、また地球的市民という

言葉が、その内実もはつきりしないまま、漠然と正義の側に立っているようなイメージを持っている現状に対する違和感から出発している。そこから、佐伯氏はフランス革命の修正主義の議論を紹介したうえで、ギリシャのポリスに遡って、共同で祖国の防衛をする市民たちを見出すのである。佐伯氏の歴史観は、本来ヨーロッパには、古代のポリス、中世都市、ルネサンス都市を通じて祖国防衛の意識が連綿と続いていたはずなのに、ヨーロッパはこの伝統から、人権やらなにやらのせいで逸脱してしまったというものだが、佐伯氏によれば、それでも欧米にはそうした伝統が息づいており、その証拠としてかれらの憲法には祖国防衛の義務が当然のように記載されていることが挙げられるという。

以上をみてもわかるように、佐伯氏の議論が、「祖国のために死ぬこと」という古代的モーメントの復活によって公共精神、もしくは共和精神の涵養を図る「戦後レジームからの脱却」論であることは一目瞭然であろう。なお私としても、佐伯氏、ならびに遲塚氏と同じく、市民社会や市民という言葉遣いへの違和感については感覚としてももちろん了解できるところがある。よって問題となるのは、そのような違和感が存在することの善し悪しというよりも、現代日本で市民や市民社会という言葉がますます係争的に使用されていくなかで、誰が最終的にその言葉を領有するのか、ということであろう。こうした係争の過程において「戦後レジームからの

脱却」論がフランスの革命的伝統や共和精神と屈折した結びつきをしめすのは、フランスの革命的伝統自体がナショナリズムとは無縁ではなかったことからしても、なんら不思議ではない。

このような状況において、歴史家には二つのことが期待されうると考える。まず第一に、古代以来のポリス的伝統の連續という直線的な歴史観に対し、概念が歴史を通じていかに変奏されてきたのかを各時代のコンテクストのなかで綿密に検討していくこと、そして第二に、未来に向かた明確なヴィジョンを打ちだすことである。これらの点で遅塚氏は明快であった。氏によれば、近代市民社会における「祖国のために死ぬこと」は、個別的利害の共通部分として的一般意志こそが市民に対して死を要求しうるということである。であるからこそ、憲法の見直しにおいても、一般意志の前提となる市民社会の確立をはかったうえで、「身を捨てるほどの祖国ありやなしや」を問うことが最大の問題となってくる。また未来に向かたヴィジョンにしても、基本的人権をはじめとする市民社会の理念が普遍的価値理念として世界に定着していったこと、またこうした理念化によって市民社会が本来のグローバル性を回復し、強化したこと力を強く説かれた遅塚氏と、人権が世界の普遍的価値だとなぜいえるのか、と問い合わせる佐伯氏とは、正反対の視点に立っていることはいうまでもない。よっておそらく問題は、なにがしかの大義に命を賭けるということがありうること

そのものではなく、その中身だといえるだろう。また松本氏の議論は、辻塚氏とは異なった地点からの、佐伯氏流の歴史観に対する歴史家の応答となっていると感じられた。というのも、そもそも概念の重層性と正面から向き合うというのは連続史観に対する有力な武器であるし、なによりも松本氏の議論自体が「祖国」における排除の構図を明晰に描き出していた。そして氏が最後に提起されるのが、複合的アイデンティティーという現実を生かす多重市民権成立のために、ただ一つの国家のために死ぬことから人々を解き放たなければならない、ひいては戦争を否定しなければならない、というものであった。その果てには戦争を前提としない「市民社会と国民国家」論が浮かびあがってくる。

市民社会における「祖国のために死ぬこと」は、今まさに係争の只中にある。確かに佐伯氏の議論には、一般意志の形成もなく、身を捨てるほどだとは未だ判断できない国家からの理不尽な死への要求で人を押し潰してしまうようなところがあるが、ただここでえて佐伯氏の議論を読み替えて、「祖国」や同胞という言葉を国民国家という過渡的な政治社会の形態から解き放ち、個人個人が感じた限りでの、倫理的な結びつきを想定するとすれば、佐伯氏の提起した、戦争の契機を内包しない市民社会というものがありうるのかという問い合わせで退けてしまう必要はないと思う。それが最も衝撃的なかたちで私たちに迫ってきたのは、辻塚氏も紹介しておら

れるNATO軍のコソボへの空爆であった。戦争の暴力は、国民国家の内部において現在そうであるように、将来的にはグローバルな市民社会によって、正しいか正しくないかではなく、合法か非合法かのレベルで飼い馴らされていくのがいいのだろうか。つまり形式的には普遍的理念からする人道的介入の精神によって、合法的な武力行使を組織化していくべきであろうか。であるならば、戦争の合法性を判断する主体としての市民とは誰のこと、またそうした市民は、グローバルな階級構造、経済構造からしてどのように位置づけられるべきなのだろうか。もしくは、あくまでも戦争を放棄した市民のネットワークを形成していくべきであるとすれば、そのさいの市民のステータスはどのようなものであり、そうした市民は歴史的にどのように規定づけられるのがよいのだろうか。私たちにいま突きつけられているのは、こうした一連の問いである。市民社会や市民という言葉を、どのように定義し、使用していくかによってあらわになるのは、このような問い合わせの数々に対する私たちのビジョンそのものであろう。

(たけした かずあき・

国際基督教大学アジア文化研究所准研究員)